

徳島文理大学における動物実験と動物 の飼養及び保管等に関する規程

第1章 総則（趣旨及び基本原則）

（目的）

第1条 地球上の生物の生命活動を科学的に理解することは、人類の福祉、環境の保全と再生などの多くの課題の解決にとって極めて重要であり、動物実験等はそのために必要な、やむを得ない手段であるが、動物愛護の観点から、適正に行われなければならない。動物実験は動物を対象として、これに何らかの拘束あるいは処置を施す操作が基本となるので、その実験過程において、研究者は、科学的な厳密性と同時に生命の取扱いに関する倫理的な観点をもまた等閑視してはならない。本規程は、「動物の保護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」（以下「法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」（以下「飼養保管基準」という。）、及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月1日文部科学省告示）」（以下「基本指針」という。）を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月）」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う職員等の安全確保の観点から、動物実験等を実施する際に遵守すべき基準を示し、徳島文理大学における動物実験の質的向上と実験動物の適正な使用及び取り扱いを図ることを目的とする。

（基本原則）

第2条 動物実験等については、「法」、「飼養保管基準」、「基本指針」、内閣府告示の「動物の処分方法に関する指針（平成7年7月総理府告示第40号）」、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程（以下「本規程」という。）の定めるところによる。

2 動物実験等の実施にあたっては、「法」及び「飼養保管基準」に即し、動物実験等に関する理念であるいわゆる3Rのうち、Refinement（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。）に関する規定に加え、Replacement（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）及びReduction（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすることをいう。）に関する規定が盛り込まれた「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第68号）」に基づき適正に実施しなければならない。

(用語の定義)

第3条 「動物実験等」とは、動物を教育、試験研究または生物学的製剤の製造の用、その他科学上の利用に供することをいう。

2 「施設等」とは、実験動物を恒常的に飼育もしくは保管を行う施設・設備（以下「飼養保管施設」という。）及び動物実験等（48時間以内の一時的保管を含む）を行う動物実験室（以下実験室という。）をいう。

3 「実験動物」とは、動物実験等の利用に供するため、飼養保管施設で飼養または保管している哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物（飼養保管施設に導入のために輸送中のものを含む。）をいう。

4 「機関等」とは、動物実験等を行う組織体、本規程では徳島文理大学徳島キャンパス及び香川キャンパスをいう。

5 「機関等の長」とは、動物実験の適正かつ安全な遂行に係わる各機関等の統括者であり、本規程では**学長**をいう。

6 「動物実験計画」とは、動物実験を行うために事前に立案する計画をいう。

7 「動物実験実施者」とは、動物実験等を実施する者をいう。

8 「動物実験責任者」とは、動物実験実施者のうち、個々の動物実験計画に係る業務を統括する者をいう。

9 「管理者」とは、機関等の長の命を受け、実験動物及び施設等の管理をする者であり、本規程では、徳島及び香川キャンパス動物実験委員会の委員長をいう。

10 「実験動物管理者」とは、管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者であり、本規程では、徳島及び香川キャンパスの委託職員をいう。

11 「飼養者」とは、実験動物管理者または動物実験実施者の下で、実験動物の飼養または保管に従事する者をいう。

12 「管理者等」とは、機関等の長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者および飼養者をいう。

13 「指針等」とは、動物実験等に関する行政機関の定める基本指針および日本学術会議が策定するガイドラインをいう。

14 「規程等」とは、各研究機関等が関連法令および指針等の趣旨をもとに、動物実験等の適正な遂行と実験動物の適正な飼養・保管のために定める機関内規程（本規程）をいう。

第2章 適用範囲

(適用範囲)

第4条 本規程は、徳島文理大学において実施される哺乳類、鳥類及び爬虫類の**生体**を用いるすべての動物実験等（学生実習も含む）に適用される。

2 第1項記載以外の動物を使用した動物実験については、飼養保管基準の趣旨に沿って行うように努めなければならない。

3 動物実験責任者は、動物実験等の実施を他の機関に委託等する場合、委託先においても基本指針または他省庁の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

(業務の委譲)

第5条 学長は、本規程の実施に関する権限を学部長等に委譲することができる。

第3章 組織及び職務

第6条 学長は、本学における動物実験等の実施に関する最終的な責任を負わなければならない。

2 学長は、徳島文理大学動物実験委員会、徳島及び香川キャンパス実験動物委員会を設置し、委員長及び委員を任命しなければならない。

3 学長は、大学の動物実験に関する規程（本規程）を制定しなければならない。

4 学長は、実験動物を適正に飼養・保管し、動物実験等を適性かつ安全に遂行するために必要と考えられる施設等を整備しなければならない。

5 学長は、その他動物実験等に必要な事項を実施しなければならない。

第4章 動物実験委員会

(委員会の役割)

第7条 徳島文理大学動物実験委員会は、学長の諮問を受け、動物実験計画、実施結果、実験動物の飼養・保管状況、教育訓練などを審議し、学長に報告、助言する。なお、審査内容および手順については、別途内規に記載する。

2 徳島文理大学動物実験委員会は、その業務を必要に応じて徳島あるいは香川キャンパス実験動物委員会に委譲することができる。

(委員会の構成)

第8条 委員会の委員は、学長が任命する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

(委員長等)

第8条 委員長、副委員長は、委員の互選とする。

2 副委員長は、委員長が出張、疾病その他の理由により、職務の遂行ができない場合、委員長の職務を代行しなければならない。

3 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審査に参画することはできない。

4 委員は、動物実験計画に関して知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

5 委員会の運営その他の事項については、動物実験委員会規定を別に定める。

第5章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案、審査、手続き)

第9条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、所定の動物実験計画申請書及び動物発注・飼育申込書、必要な場合には動物実験センター外実験室許可申請願及び動物実験センター外における動物実験の許可申請願を管理者に提出しなければならない。

(1)動物実験等の目的、意義及び必要性

(2)代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること

(3)実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝的及び微生物学的品質並びに使用条件を考慮すること

(4)できる限り実験動物に苦痛を与えない実験方法を選択すること

(5)苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性実験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するために実験を打ち切るタイミング）の設定を検討することを

2 管理者は、動物実験計画申請書、動物発注・飼育申込書、動物実験センター外実験室許可申請願及び動物実験センター外における動物実験の許可申請願を受理したときに、徳島あるいは香川キャンパス実験動物委員会で審査を行うものとする。

3 各キャンパスの実験動物委員会は、実験計画の実施承認の可否について意見書を作成する。

4 管理者は、各キャンパスの実験動物委員会の審査結果に基づき、実験計画の実施承認を決定する。

5 動物実験責任者は、動物実験計画について管理者の承認を得た後でなければ、実験を行うことはできない。

6 管理者は、審査結果について学長に報告し、提出書類を保管する。

7 動物実験責任者は、動物実験終了後すみやかに実験終了報告書を管理者に提出しなければいけない。

8 管理者は、実験終了報告書を受理したときに、徳島あるいは香川キャンパス実験動物委員会で審査を行うものとする。

9 各キャンパスの実験動物委員会は、実験終了報告書の可否について意見書を作成する。

10 管理者は、各キャンパスの実験動物委員会の審査結果に基づき、実験終了承認を決定する。

11 管理者は、審査結果について学長に報告し、提出書類を保管する。

(実験操作)

第10条 動物実験実施者は、動物実験の実施にあたって、法、飼養保管基準、基本指針等に即すると共に、本規程並びにマニュアル等に従い、適切に維持管理された施設及び設備(第6章で設置申請、承認を受けた施設等)を用いて動物実験等を行わなければならない。

2 動物実験実施者は、計画書に記載された事項及び以下の事項を遵守しなければならない。

(1)適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用

(2)適切な術後管理

(3)実験の終了の時期(人道的エンドポイントを含む)の配慮

(4)安楽死の方法(例:過剰量のバルビツール酸系麻酔薬、非爆発性吸入麻酔薬等の投与、炭酸ガス、頸椎脱臼、断頭、麻酔下での放血など)

3 安全管理に注意を払うべき実験(物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験)については、関係法令等及び大学における関連する規程等に従わなければならない。

4 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を取り扱う動物実験等については、安全のための適切な施設や設備を確保しなければならない。

5 実験実施に先立ち、必要な実験手技の習得に努めなければならない。

6 侵襲性の高い大規模な存命手術にあたっては、経験等を有する者の指導の下で行わなければならない。

7 承認された範囲を超える実験計画の変更が必要な場合は、動物実験責任者は所定の様式により管理者に申請をして、承認されなければ変更はできない。

第6章 施設等

(飼養保管施設の設置)

第11条 実験動物の飼養保管施設を設置する場合、学部長が所定の「飼養保管施設設置承認申請書」を学長に提出し、承認を得なければならない。

2 学部長は、施設の設置について学長の承認を得た後でなければ、実験動物の飼養及び保管を行うことはできない。

3 学長は、申請された飼養保管施設を動物実験委員会に調査させ、その助言により、承認又は非承認を決定しなければならない。

(飼養保管施設の要件)

第12条 飼養保管施設は、以下の要件を満たさなければいけない。

(1)適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること

(2)動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること

(3)床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を

有すること

(4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること

(5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること

(6) 実験動物管理者がおかれていること

(遺伝子組換え動物を飼養する場合の要件)

第13条 遺伝子組換え動物を飼養する場合には、「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令」の動物使用実験に関する規定（二種省令第二条第4号及び別表第四）を遵守しなければならない。施設等、運搬等について、以下の要件を満たすか、事項を遵守しなければならない。

2 P1Aレベル～P3Aレベル:P1～P3レベルの拡散防止措置に加え、以下の措置(A措置)が必要である。

2-1 施設等について、次に掲げる要件を満たすことが必要である。

1) 実験室については、通常の動物の飼育室としての構造及び設備を有すること。

2) 実験室の出入り口、窓その他の、動物である遺伝子組換え生物等及び遺伝子組み換え生物等を保有している動物（以下「組み換え動物等」）の逃亡の経路となる箇所に、当該組み換え動物等の習性に応じた逃亡の防止のための設備、機器又は器具（ネズミ返し、アイソレーター、循環式水槽等）が設けられていること。

3) 組み換え動物等の糞尿等の中に遺伝子組換え生物等が含まれる場合には、当該糞尿等を回収するために必要な設備、機器若しくは器具が設けられていること、又は実験室の床が当該糞尿等を回収することができる構造であること。

2-2 組換え動物等を実験室から持ち出すときは、遺伝子組換え動物等が逃亡しない構造の容器に入れなければならない。

2-3 組み換え動物等を種類ごとに識別する措置（耳パンチ、別々の飼育容器の使用等）を講じなければならない。

2-4 実験室の入り口に、「組み換え動物等飼育中」又は「組み換え動物等飼育中（P2）」又は「組み換え動物等飼育中（P3）」と表示しなければならない。

3 特定飼育区画

3-1 施設等について、組み換え動物等を飼育する区画（以下「飼育区画」）は、組み換え動物等の習性に応じた逃亡防止のための設備が二重に設けられていることが必要である。

3-2 遺伝子組み換え生物等を含む廃棄物（廃液を含む。以下同じ。）については、廃棄の前に遺伝子組換え生物等を不活化するための措置を講じなければならない。

3-3 遺伝子組換え生物等が付着した設備、機器及び器具については、廃棄又は再使用（あ

らかじめ洗浄を行う場合にあっては、当該洗浄。以下「廃棄等」という。)の前に遺伝子組換え生物等を不活化するための措置を講じなければならない。

3-4 実験室の扉は、出入りするとき以外は閉じておかななければならない。

3-5 遺伝子組換え生物等を取り扱う者に当該遺伝子組換え生物等が付着し、又は感染することを防止するため、遺伝子組換え生物等の取り扱い後における手洗い等必要な措置を講じなければならない。

3-6 実験の内容を知らない者が、みだりに実験室に立ち入らないための措置を講じなければならない。

(施設等の維持管理及び改善)

第14条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設、設備等の維持管理及び改善に努めなければならない。

(施設等の廃止)

第15条 施設を廃止する場合は、管理者が所定の「施設等廃止届」により学部長に届け出なければならない。

第7章 実験動物の飼養及び保管

(マニュアル(標準操作手順)の作成と周知)

第16条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管のマニュアル等を定め、動物実験実施者及び飼養者に周知しなければならない。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第17条 実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

第18条 動物実験責任者は、実験動物の導入に当たり、関連法令や基本指針等に基づき適正に管理されている機関より導入しなければならない。

2 動物実験責任者は、適切な検疫、隔離飼育等を行わなければならない。

3 動物実験責任者は、飼養環境への順化・順応を図るための措置を講じなければならない。

(給餌・給水)

第19条 動物実験責任者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行わなければならない。

(健康管理)

第20条 動物実験責任者は、目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行わなければならない。

2 動物実験責任者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療等を行わなければならない。

(異種又は複数動物の飼育)

第21条 動物実験責任者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養、保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行わなければならない。

(記録の保存及び報告)

第22条 管理者は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存しなければならない。

2 管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と数等について学長に報告しなければならない。

(譲渡等の際の情報提供)

第23条 管理者等は、実験動物の譲渡にあたり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供しなければならない。

(輸送)

第24条 管理者等は、実験動物の輸送にあたり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めなければならない。

第8章 安全管理

(危害防止)

第25条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。

2 管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関に連絡しなければならない。

3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者が、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等を受けないよう予防し、発生した場合には必要な措置を迅速に講じなければならない。

4 管理者は、毒ヘビ等の有害動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めなければならない。

5 管理者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

第26条 管理者等は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

2 管理者は、緊急事態に発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めなければならない。

第9章 教育訓練

第27条 動物実験責任者、動物実験実施者、飼養者及び解剖学、薬理学実習等動物実験を

行う実習担当者は、以下の事項に関する所定の教育訓練を受けなければならない。

- (1) 関連法令、基本指針、本規程
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保、安全管理に関する事項
- (5) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

2 教育訓練（学生実習の場合は、実習講義等）を実施した場合は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名等を記録し、その記録を2年間保存しなければならない。

第10章 自己点検・評価・検証

第28条 管理者は、徳島及び香川キャンパスの動物実験等の基本指針等への適合性に関し、自ら点検及び評価を実施すると共に、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるように努めなければならない。

2 管理者は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

第11章 情報公開

（情報公開）

第29条 学長は、動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規程、動物実験委員会組織、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価、検証の結果の公開方法等）を毎年1回程度ホームページ等に公開しなければならない。

第12章 補則

（適用除外）

第30条 産業動物の飼養保管や畜産における育種改良を目的とする教育もしくは試験研究、あるいは生態の観察を行うことを目的とする実験動物の飼養または保管については、本規程を適用しない。

（雑則）

第31条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、全学実験動物委員会の議を経て、学長が別に定めることができる。

（改廃手続き）

第32条 この規程の改廃は、全学実験動物委員会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日より施行する。